

感推第469号
令和3年1月25日

一般社団法人岐阜県医師会長
一般社団法人岐阜県薬剤師会長
一般社団法人岐阜県病院協会長

} 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた肝炎治療特別促進事業及び
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る公費負担の取扱いについて

このことについて、令和2年11月13日付け厚生労働省事務連絡により、令和3年3月1日以降に受給者証等の有効期間が満了する受給者に係る支給認定等については、通常の手続きにより行うことが示されましたが、今般、令和3年1月15日付け厚生労働省事務連絡により、緊急事態宣言を踏まえて、受給者証等の有効期間中に認定の申請ができない場合、個々の状況に応じて柔軟に対応するよう通知がありました。

つきましては、核酸アナログ製剤治療に係る受給者証及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る参加者証を下記のとおり取扱いますので、御承知おきいただくとともに、当該対象者に対して適切に御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- ・ 受給者証等の有効期間の満了日が令和3年3月31日及び令和3年4月30日の者について、有効期限後2ヶ月間は、当該受給者証を有効として医療費助成の対象とする。
- ・ 有効期限から2ヶ月以内に更新の申請を行った場合、有効期限内に申請されたものとして扱うこととする。

所属：岐阜県健康福祉部感染症対策推進課
感染症対策第二係
担当係長 石塚 担当 塚本
TEL 058-272-1111 (内線2547)
FAX 058-278-2624

事務連絡
令和3年1月15日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
肝炎対策推進室

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた肝炎治療特別促進事業及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の取扱いについて

日頃より、肝炎対策の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

肝炎治療特別促進事業及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、治療の観点からは急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を可能な限り回避するため、令和2年3月1日から令和3年2月末日までに受給者証等の有効期間が満了する対象患者を対象に、その有効期間を1年間延長する措置を実施する一方で、令和3年3月1日以降に受給者証等の有効期間が満了する受給者等については、公費負担医療の適正な給付を確保する必要があること等を踏まえ、通常の手続により行うこととしたところです。

今般、令和3年1月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったこと等を踏まえ、対象患者の更新に係る認定の取扱いについては、下記のとおりとしますので、対象患者や医療機関等の関係者への周知等をお願いします。

併せて、計画的な申請手続の呼びかけや郵送による申請の積極的な活用など、円滑な申請手続のための配慮を引き続きお願いします。

記

1. 緊急事態宣言の対象となった地域における対象患者の更新に係る認定の取扱い

令和3年3月1日以降に受給者証等の有効期間が満了する対象患者の更新に係る認定については、通常の手続により行うこととしているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、緊急事態宣言中、さらにはその解除以降において

も、対象患者が医療機関を受診できず、通常の手続を円滑に行うことができないことも想定される。

このような理由により、受給者証等の有効期間中に認定の申請ができない場合においては、当該申請が行われるまでの間は現行の認定を有効とみなして医療費助成の対象とする、又は診断書等を後日提出としたうえで申請を受け付けるなど、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

2. その他の地域における対象患者の更新に係る認定の取扱い

令和3年3月1日以降に受給者証等の有効期間が満了する対象患者の更新に係る認定については、通常の手続により行うこととしているが、申請のために圏域を跨いで上記1の地域の医療機関を受診する必要がある場合には、上記1を参考に、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。